

介護保険料

後期高齢者医療保険料

特別徴収（年金天引き）について

介護保険料と後期高齢者医療保険料は、一定の条件の年金を受給されている方からは、年金からの天引き（「特別徴収」といいます。）により納めていただいております。

4・6・8月の年金から特別徴収させていただく保険料額について、下記のとおりお知らせします。なお、納付書・口座振替による納付（普通徴収）の方には、7月に納入通知書を送付します。

介護保険料の特別徴収について

特別徴収を行う方に、「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付します。これは、昨年度の保険料をもとに、4・6・8月の年金から特別徴収する保険料額を算出したものです。

後期高齢者医療保険料の特別徴収について

【4月から特別徴収が始まる方】

4月から特別徴収が始まる方には、4月上旬に「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付します。これは、昨年度の保険料をもとに、4・6・8月の年金から特別徴収する保険料額を算出したものです。

【昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方】

昨年7月に「特別徴収開始通知書（本算定）」でお知らせしたとおり、4・6・8月の保険料は、今年2月の特別徴収額と同額を特別徴収させていただきます。

【後期高齢者医療保険料のお支払い方法の変更について】

後期高齢者医療保険料を特別徴収にて納めていただいている方は、住民ほけん課に申出書を提出し、金融機関に口座振替依頼書を提出することで、保険料のお支払い方法を口座振替に変更することができます。

お支払い方法を変更するには2か月程度かかるため、お早めに手続きをお願いします。（介護保険料のお支払い方法の変更は認められておりません。）

※申出書・口座振替依頼書は住民ほけん課高齢福祉担当にあります。

まつぶし緑の丘公園のお知らせ

問合せ／まつぶし緑の丘公園管理センター
☎991-1211

「まつぶし緑の丘公園ボランティアズ」 会員登録を受付します

まつぶし緑の丘公園ボランティアズとは、まつぶし緑の丘公園で自由な時間に活動したい！という個人単位のボランティアスタッフです。活動は管理センター開館日の午前9時から午後4時まで間の1時間以上で、中学生以下の方の登録は保護者の承諾が必要です。

活動内容（例）

- ① 花壇・プランターの整備及び手入れ
- ② 植栽、樹木管理、下草刈り
- ③ 芝生広場のクローバー取り
- ④ じゃぶじゃぶ流れ掃除
- ⑤ 園内ゴミ拾い、清掃
- ⑥ 体験学習講師、スタッフ（事前打合せ要）
- ⑦ イベントスタッフ（事前打合せ要）
- ⑧ その他

■登録方法／事前に登録が必要です。所定の様式に記入の上管理センターに提出して下さい。登録者には活動につきボランティアポイントを差し上げ、30個貯めると粗品を贈呈します。なお、登録用紙は、緑の丘公園のホームページからダウンロードするか、又は管理センターにて配布しています。

■登録費用／無料